

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 4 年 6 月 1 6 日 (木) 午前 1 0 時開議

日程第 1

一般質問

- | | | | |
|------|----|-----|-------|
| 質問順序 | 1. | 8 番 | 高柳 達弥 |
| | 2. | 12番 | 加藤 弘己 |
| | 3. | 6 番 | 菅沼 淳 |
| | 4. | 14番 | 荻野 利明 |
| | 5. | 4 番 | 三上 元 |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（馬場 衛） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

本日の質問順序は、受付順により1番 高柳達弥君、2番 加藤弘己君、3番 菅沼 淳君、4番 荻野利明君、5番 三上 元君と決定いたします。

初めに、8番 高柳達弥君の発言を許します。

〔8番 高柳達弥登壇〕

○8番（高柳達弥） おはようございます。8番高柳達弥でございます。一般質問をいたします。

湖西市の農業施策についてを伺います。

日本の食料自給率は、令和元年度38%、カロリーベースで食料の約6割を海外から輸入しております。ちなみに、小麦は16%、大豆は6%というような自給率でございます。これはパンとかみその原料になるということで、ほかの自給率につきましても野菜につきましても79%、畜産物の自給率を見ますと牛肉は35%、豚肉は64%、鶏肉は64%、あと畜産物の食料の自給率を見ますと、トウモロコシ、牧草全体では25%とそんなような形になっております。これらの量を生産するためには、日本国内の農地の2倍以上を要し、食料の全てを国内で生産することは困難であり、海外の農地に依存している現状であります。

輸入についても、コロナ禍、そしてロシアのウクライナ侵攻等により農産物の生産の減少、不作や物流障害と様々な影響、不安定要素が現れています。このようなとき、市内農業に目を向け、農業生産の増大、農業振興施策をしっかりと図ることが重要と考えます。

質問の目的ですが、農業の発展振興のため、持続可能な農業振興ビジョンの内容を伺います。

質問の1番といたしまして、湖西市農業振興協議会の位置づけと農業振興を図るための役割と活動内容・成果についてお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。産業部長。

〔産業部長 太田英明登壇〕

○産業部長（太田英明） お答えします。

湖西市農業振興協議会は、市の農業振興を図り、地域全体の健全な発展を目的として市、県、とびあ浜松と農業者が協働で運営をする組織になっております。

主な活動としましては、協議会全体の取組として視察研修や講演会の実施をしております。また、地域・作物別のグループ活動では、農業経営の勉強会、農薬防除試験による先進技術の習得研修や市内の小学校で田植えなどの農業体験や花卉を使った製作活動を行っております。また、令和3年度「きらきらフェスタ」におきましては、参加して農畜産物を販売したほか、商工会や湖西高校と連携をし、地域の食材を活用したお弁当を販売して大変好評を得ております。

令和4年度は、市制施行50周年を契機に、湖西市産の農畜産物を利用した「ご当地グルメプロジェクト」と連携をして、市の農畜産物の魅力発信やブランド化を進めてまいります。

このような取組により、協議会員の協力関係を深めて、引き続き農業者の減少の抑制に努め、ひいては本市農業の持続的発展に寄与してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） 分かりました。今、活動の内容とか成果というのはお話があったわけですけど、この協議会の構成員というのを農業振興ビジョンで見ますと、担い手農業者、農業の中心的な担い手の農業者等の農家で構成しているということですが、その構成の協議会の構成員の状況というのを教えてくださいなと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

会員数は現在81会員いらっしゃいます。そのうち、認定農業者が41名おられます。それから、中心になるような農業者になりますけども、残り40人が農業をされている方で構成をされております。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） 分かりました。

それでは、その協議会の中で農業振興のためには、協議会がどういう内容を話し合い、協議しているかということを知る範囲でお願いしたいと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） グループ活動でそれぞれあるのですが、例えばアマリス研究会というのがあります。これはコデマリなんかを作っているところなんですけども、先進地視察へ行かましてグループ同士で会議をして情報交換して、会員同士の圃場の巡回をして注意点を意見交換をしたりとか、そんなことを行っています。

農業のほうの振興みたいなどころでは、先ほど言った東小学校の新所アグリクラブというところがありますけども、東小学校のほうでいえば田植えとかそういったところを子供たちにも教える、そういうようないろいろな活動のほうをさせていただいています。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） 分かりました。今この農業振興ビジョンで見ますと、農業振興協議会は会の目的というのがありますが、農業経営の推進により自然や社会環境と調和した農業環境の整備を図り、地域の健全な発展に寄与するとあり、農業の役割は食料の供給はもとより、国土保全、水源涵養、景観保全、生物多様性の保全、文化の継承と幅広い農業の役割というんですかあるわけですけど、こういうことでそういうことに対してやっぱりこの協議会としてはこのメンバーが中心な農業者、それから中核的な農業者というような構成になっていることですが、今言ったようないろいろな農業によるいろいろな効果がある中で、やっぱりこういうものに対しては市民全体がこういう享受をするものでありますので、協議会の構成というのはやっぱり農業

関係者だけ、市民の力も借りながら振興策を考えていく必要があるということで、構成員に今先ほど言われた説明の中に、やっぱり市民が参画すべきと私はこの協議会についてはそう思うんですが、その点はどんなふう考えているんですか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

この協議会というのは、農業に特化して構成をされているところなものですから、構成員自体というのは今のとおりでいいのかなと思っています。議員がおっしゃられるように、いろいろな様々な業者の皆様と連携を図りながらっていうところと、あと農業のほうを魅力発信をしていきたいというところで、そこについては先ほど申したんですけども例えば昨年度ですと湖西高校さんと一緒にやったり、商工会さんと一緒に連携を組んでお弁当を作ったりとか、また今度の7月16日には天浜マルシェというのがあるんですけど、そちらのほうにも農業振興協議会のほうで出店をして、積極的に市民の皆さんにそういった湖西市産の農産物というものをPRしていきたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） 分かりました。意見の相違があるわけですけど、やっぱり農業の振興を図るということで、農業の基本的な理念に基づいて湖西市の農業をどのように振興していくかということが農業振興協議会の場じゃないかなと私は思います。ほかの地域でも、また後に話もいたしますけど、そういう農業全体の振興のチェックとか進め方とか進捗、そういうものを全体に見ていくのがこの協議会の役割じゃないかなと。

今、協議会にこういう目的が決められているものですからそれに縛られておりますけど、これは何十年前にも作った協議会の目的でありますので、今の農業情勢なんか合った協議会かどうかというのが本当に疑問に思いますので、そこら辺は検討する必要がありますんじゃないかなと思います。これはまた検討してください。

次に、農業振興ビジョンを推進するための取組体制を伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

湖西市農業振興ビジョンの推進体制としましては、市の農業振興協議会や耕作組合などの地元農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員などの農業関係者と、県やとびあ浜松などの関係機関だけでなく、商工業者なども含めまして全市民で農業の振興に取り組んでいくものでございます。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） この農業振興ビジョンについては、市の計画、地域の話合いを基にした計画を当市の農業関係者、JA、県などの機関、農業委員会などとともに関与実現に取り組んでいくとありますが、このビジョンの取組状況、進捗を誰が確認する、このつくったビジョンをどのようにチェックする主体はどこであるかということで、そこら辺をお伺いしたいなと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

こちらのほうの進捗チェックにつきましては、市がチェックするわけですが、ただ常に静岡県、西部農林事務所、とびあ浜松とそれぞれの事業内容について、事業状況については静岡県、とびあ浜松のほうと実績報告も出して進めていくような形になります。

そのビジョンの中に大きくうたっている、例えば認定農業者は今現在86人ですけど目標としては100人にしたいと、そういうようなところについては事務事業評価の中で1年に1回、皆様のほうに公表させて、進捗のほうを図ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） これもやっぱり市のほうでチェックするって言いますが、やっぱり湖西市の農業振興ビジョンですので、市がビジョンのそういうチェックをしていくというのも大事ですけど、全体のいろんな人たちの中でこのビジョンがどのように進んでいるかということが、チェックされていくのが重要じゃないかなとそんなふうに思います。

それで、先ほど言いましたように農業振興協議会

の構成員が市民や農業関係者のほうがいいじゃないかと、市民も入れた中でいいじゃないかということで、そういう中でやっぱり農業振興協議会が中心としてこのビジョンの基本施策の状況を確認して、そして新たにこういう事業が必要じゃないかというような事業提案を行い、そしてさらに農業振興が図られるというようなことに振興協議会の役割があるんじゃないかなと、それが本当、振興協議会の役割じゃないかなと。

先ほどいろいろなイベントとかやってますけど、基本的な農業振興協議会がこういうビジョンをチェックしていく必要があるんじゃないかなと。それで、必要に応じて提言もしていくというのが必要じゃないかなと私は考えますが、そこら辺、体制としてどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

農業振興ビジョンというのが農業の、そのほかのいろいろな計画の最上位にあるような計画になっておりまして、それぞれの計画につきましては、進捗というのはそれぞれの計画の中で図っていくものになります。

市民の皆さんとか構成員の皆さんのほうには、例えば子供たちが協力をいただいたりとか、商工会さんとか高校生であるとかってところで、それぞれに連携をいただくような形にはなりますけども、事業進捗といいますと県であるとかとびあ浜松さんであるとか、客観的に事業が図られるかどうかというのも見られるようなところで進めていくのがいいのかなというふうに考えて、今のところは思っているところなんです。

意見としましてはそういった商工会さんであるとか企業さんであるとかってところから御意見は頂くような形では今も連携をしているところなものですから、振興については現在そのように進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） 先ほどそのビジョンの中で認定農業者とか地元の農業者、静岡県、農協、農業委員会、農地利用最適化推進委員とかというような形

でそれぞれ、JAなんかでもそれぞれ特化した形の中でいろいろ事業を進めているというかやっているわけですよね。農業委員会は農業委員会の役割、それからその中で人・農地プランとかいろいろなものがありますよね、そういう計画はそれぞれ目的に沿った計画をしていて、その中の合わさったものがこの農業振興ビジョンですから、個々に聞くのではなくてそういう出てきた農業振興ビジョンをまとめてどういうふうにしていくかというのが農業振興協議会、そういう組織になるべきじゃないかなと、体制になるべきじゃないかなとそんなふうに私は思いますけど、その点。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 農業振興協議会のほうは、内容についてビジョンを図るといようなことは今のところはしておりませんで、それぞれの活動というか協議会の内容があるものですから、もしこのビジョンの実現とかがという取組については、先ほどちょっと申したようにいろいろな細かな計画があります。農業振興地域の整備計画であるとか人・農地プランであるとかってそういうものが重ねて合わさったものがビジョンというふうになるものですから、そちらの個々の事業についてはそれぞれのところで進捗というのを図ってまいりまして、振興ビジョンにつきましてはそれが合わさった総合的な計画になるものですから、そこが一番下の根底の、いろいろそれぞれの、先ほど議員がおっしゃられた農業委員会であるとか、そこらのそれぞれのものが達するとビジョンのほう相まって目的に達することができるってそんなつくりになっておりまして、その最たるような認定農業者を増やすとか、そういったところについては公表していった進めていくって、そんなところで計画のほうは構成されていますので、そういったところで進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） いろいろお考えはあると思いますが、今のいろいろな流れの中でいろいろ考えてみますと、この農業振興ビジョンというのは進んでいけないじゃないかなと私は感じます。もう少し、

このビジョンをしっかりと実行するような形の体制というのを見直す必要があるんじゃないかとそんなふうに思いますので、それは私の考えでございます。

次に、3番の市内農業の持続的発展のためには新規就農者を育成支援するとともに、高齢者、女性、障害者、企業内人材、外国人の人材の活用や企業による農業算入など多様な担い手の確保が必要であります。

啓発活動や働きやすい環境を整えるための支援も必要と考えるが、多様な農業の担い手確保に対する市の考えと今後の取組をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 3番目ですね、産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

農業従事者が減少する中、担い手確保は農業施策におきまして重点的に取り組むべき課題の一つでございます。

新規就農者に対しては、農業次世代人材投資事業費補助金の活用とともに、市、県、農業経営士や同じ作物を栽培しています認定農家、とびあ浜松で構成されたサポートチームによる営農に関する相談・助言など、地域全体で農業者を育てていく体制を整備しております。

また、令和4年度からは新たにとびあ浜松と連携をしまして、砂糖えんどうの栽培体験セミナーを開催するなど、老若男女を問わず担い手の育成を図るなど、今後も多様な農業の担い手確保のため継続して取り組むとともに、認定農業者を中心として市内農業が活性化するために取り組んでまいります。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） 農業者の新規農業者の育成っていうのも大事だと思いますけど、この新規就農者育成支援による就農者の状況と、それから次世代人材投資資金の交付状況というのを教えていただきたいと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 令和4年度の現在で認定新規の就農者は3名いらっしゃいます。それから農業の次世代人材投資資金を活用されている、受給されている方も3名でございます。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） 計画の中で他地域から法人や新たな農業者を誘致して、優良農地の活用促進を図るということですが、優良農地の活用状況ですか、今この計画では優良農地が900ヘクタールあると言いますが、この今の活用状況ですかね、耕作状況はどのぐらいの、面積的じゃなくて何%ぐらいがこの優良農地が活用されているかということが分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

令和4年の1月1日時点になります。青地農地基盤整備をされて住んでいるところが約890ヘクタールございます。作物を耕作している、作っているところはそのうち854.9ヘクタールです。率にして95.9%となります。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） 今九十何%と言われましたけど、そういうような形であればこの中で耕作放棄地も結構たくさんあるし、まだ作っていないところとか、荒地じゃなくても耕作してないところがあると思いますけど、そういうのを先ほど言った農地利用最適化推進委員、こういう方がそういうところを探して活用を図るといような事業もあるということですけど、九十何%なら今度このビジョンの中でもそれほど、この事業を進めていなくてもいいじゃないかなという感じがするんですけど、その点どうですかね。ちょっと、今の説明でいきますとほとんど利用されているということですけど、今方々見ても結構耕作放棄地、耕作してないところはたくさんあると思いますけどその辺はどういうあれですかね、このビジョンとは合わないじゃないかなと。

○議長（馬場 衛） 産業部長、いいですか。

○産業部長（太田英明） お答えします。

率としては活用の状況は95.9%といいましても、まだ荒廃農地というのはまだありますので、そちらのほうを埋めていくというようなところはしっかりやっていきたいと思っておりますし、優良農地のほうももっと集積集約をして大きく農地を、優良な農地を活

用できて、後の質問になると思いますが稼ぐ農地とか稼ぐ農家とか、そういったようなある程度集積をして活用できるようなところで進めてまいりたいと思います。

今後は高齢化が進んでいくということで、より増えていくというふうに考えていまして、荒廃するというかなかなか耕作できないような土地といったことも考えていかなければいけないと思いますので、できるだけ先ほど申しましたように認定農業者であるとか農業のほうの担い手のほうに集積をさせて、進めていくというふうなことを行っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） ちょっと聞き方が悪かったかも分かりません。優良農地900ヘクタール、今95%活用している、あとの5%、4ヘクタールぐらい、5ヘクタールぐらいが荒れているという、耕作してないということだと、一生懸命これからそういう耕作者を探してそういう人に作ってもらうというふうな事業を進めていくという中で、そんなことしなくてもいいような感じだと思いますけど、そこら辺ちょっと時間もあれですのでいいです。

次に移りたいと思います。

○議長（馬場 衛） 4番目ですね。

○8番（高柳達弥） 違います。その中で、前にもちょっとこのような関係で質問しましたが、農福連携の関係ですけど、農業に障害者が参加する取組ということで、農福連携、障害者の就労は経済環境の影響を受けやすいということで、特に新型コロナの感染拡大の後、イベントの中止とか製品の販売機会も失われたり、民間企業からの下請産業の受注も減っているということで、その点、農業は景気にあまり左右されないということで、特に農業は人手に頼らなければならないこういう作業が多いということで、この障害の種類や程度に合わせて対応できる農作業がたくさんあると思います。そういうことで農家の減少、高齢化対策にも農福連携を進めるべきだと思いますが、前にもちょっと質問したんですけど、その点はどんなふうに農業の中へ障害者の雇用を取り入れていくかということをお教えいただきたいと

思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 今、農福連携というよう
なことがありましたけども、実際、湖西市の中でも
障害者が利用されています浜名学園なぎさ作業所
であるとか、すこかやファーム湖西であるとかって
いうところで、農業に携わって作られているところ
があります。

大きく認定農業者とか、農業を中心に仕事として
やってくれるようなところにつきましては、こちら
の産業振興のほうにも人材派遣といいますか、農業
のほうでこういった方を必要じゃないでしょうか
ってそういったお話もあります。派遣で、こちらの
ほうについてはうちのほうの課で農業振興協議会
さんとか農業委員会さんのほうにもいろいろ周知
をしまして、そういった担い手が少ないところ
につきましては相談をしたり、こちらのほうから
つなげたりというようなことはしております。

ちょっと答えになっていないか分かりませんが、
以上になります。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） 湖西市内には、この就労継続
支援の事業のA型とB型を合わせますと7か所
ございます。そういう形の中で、特にB型のほう
は全国平均でも工賃が1万5,000円ぐらいとい
うようなことでちょっと低いわけですけど、そ
ういう形の中でこういうのはどんどんそ
ういうのを、先ほど言いましたような農業
の中へ参入していただいて、少しでも工賃
が上がる形、また農業者も助かるという
ような形を取り組んでいていただきたいな
とそんなふうに思いますのでよろしくお願
いいたします。

次に4番に移ります。

○議長（馬場 衛） 4番ですね、どうぞ。

○8番（高柳達弥） 農地の確保には農地中間管理
事業を活用した農地の集積・集約と農業生産基盤
の再整備や水利施設の耐震化や老朽化のため、土
地改良区の活動を支援し、地域協働による農地・
水路・農道等や自然環境の保全、そして農地災
害の防止対策、耕作放棄地の再利用など、総
合的な取組が必要と考えるが、市の考えと今
後の取組をお願いいたし

ます。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

過去に総合パイロット事業などを行いました
優良農地を中心に、継続的に農地確保・利用
をしております。

具体的な取組としては、農地バンク事業
によりまず白須賀地区での農地の集積・集約、
それから耕作組合が主体的に行っています農
地や導水路などの農業用施設の保全活動へ
の多面的機能支払交付金の交付、それから
農業用水利施設維持のために湖西用水の土
地改良区への事業補助の継続、それから大
規模化や省力化など、現在の農業経営に対
応できます農地を確保するため、吉美地区
の基盤整備済みの農地の再整備などを計
画的に実施しております。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） この中で農地の集積・集約
ということで、最近の状況とあと農業基盤
の再整備への取組状況等についてもお伺い
したいなと思います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） まず、農地の集積・
集約の最近の状況になりますけども、吉美
地区、運動公園のところになりますけど、
湖西用水と県と事業化に向けて調査をし
ています。こちらについては、水田のほう
を行うということで取組のほうを行って
おります。耕作組合のほうと多面的機能
に向けては、今年1つ増えて14の団体
のほうで活動のほうを行っております。

先ほど言ったように、農地や導水路
などの農業施設の保全活動などいろ
いろな活動をされております。

具体的に1つ申したりとかって
いうと、新所水とみどりのプロ
ジェクトとかがあります。最近も
ありましたけど、あじさいの植
栽とか、そういった活動なども
ここでやっているものになります。
以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） 今の新所の多
面的機能の事業をやっているとい
うことを紹介していただきまし
てありがとうございます。

次に、農業施設の耐震化・老朽化
対策についてで

すが、新聞にも報道にもありますけど、愛知県の明治用水頭首工の老朽化により漏水し、農業用水、工業用水に影響が出たということで、農業用水は田植がなかなかできなかった、工業用水もトヨタ自動車の関連企業の仕事がちょっと停滞したというようなことで影響が出ておりました。そういうことで、湖西市も同様に湖西用水が通水から54年余りになり、施設の老朽化による事故で農業用水また工業用水にも支障が出るおそれがあります。そういうことで、老朽化対策について特に湖西用水は土地改良区が管理してるが主なんですけど、そういう団体のほうへ支援が、老朽化対策の財政的とか技術的な支援が必要と考えますが、その点はどんな具合でしょうか。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

議員おっしゃるとおり、愛知県でありました事故というのは大変なものがありましたので、こちらのほうもできるだけ連携を密にして支援していきたいと、土地改良区の支援のほうは引き続き継続して行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） ありがとうございます。

じゃ次に5番に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○8番（高柳達弥） 稼ぐ農業を確立するためには、農業振興ビジョンではどのような計画かお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

農業振興ビジョンでは、稼ぐ農業につなげていくために3つの基本計画を掲げています。

まず担い手の確保につきましては、農業の中心的担い手となる農業者、認定農業者を含めまして増加を図ってまいります。国の補助制度や融資制度のほか、県や地元農業者などからなるサポートや相談体制を充実し、農業の安定経営を目指してまいります。

もう一点は、優良農地の確保につきましては。優良農地の維持のため、農地バンク事業によりまして農業者が耕作をする農地の集積・集約や再生基盤等による農地の大規模化及びそれに伴います農業用

機械の自動化など、スマート農業の導入等による省力化を進めます。

3点目は、農業の振興につきましてですが、湖西市産の農畜産物の魅力発信やブランド化による高付加価値化を進めることで、本市の農業が産業として持続的に発展するため、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） 総合計画の中にも稼ぐ農業というような形で掲げておりますけど、言葉尻を捉えるところの稼ぐ農業、またあともう一方はもうける農業と、これはどういうあれかというところ、そこら辺の言葉のあやになりますけど、稼ぐ農業という言葉でいいますと稼ぐとは精を出して働く、生業に励むということで、特に例えば経営者自身がトラクターに乗って朝から晩まで働いているというような形で、こういうようなことでは持続的な農業経営とか成長は続かなく、そして若い農業者は生まれてこないということで、今この週刊ダイヤモンドでももうかる農業と、こういうことに目を向けていかなければならないということで、もうかるとは利益になる、得をすると、企業的経営にどう取り組んでいくか、そしてこういう方向に向けていかないと農業後継者は育っていかないじゃないかということで、今もうかる農業ということで農業の構造の変化のスピードも速いわけですけど、その中で過去15年間で農家数が半減して、売上高は1億円以上の農家が増えてるということになっております。ということで、この今はもうかる農業を目指してる中で、売上高が100億円を視野に入れた農家ということで、豪農ということでこういう農家が続出してるというような形で、そういう方たちとかそういう農業のほうをやっぱり目指していくということは、経営的な農業とかそういう方向、もうかる農業、稼ぐといえば本当にただ自然に稼ぐような形でやっているんじゃないかと、もっと経営的にやってもうかる農業に方向、もうかる農業に方向のかじを向けていく必要があるんじゃないかということで、そういう形の中であれば農業者も育っていくじゃないかということで、これからは稼ぐ農業よりかもうかる農業を目指して

進めるべきじゃないかと私は考えます。ということで、これは私の意見です。

次に、最後になりますけど6番のDXですね、デジタルトランスフォーメーションの推進について、令和4年度の重点施策として、全庁横断的に取り組む中で農林水産省では農業DXの推進、生産現場におけるデジタル技術の活用、スマート農業に取り組むとあるが、農業振興ビジョンではどのような計画か伺います。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） お答えします。

農業の持続的な発展のためには、高効率化・高収益化が重要であり、湖西市農業振興ビジョンでは県、とびあ浜松などと連携・協力をし、様々な新技術を活用したスマート農業への促進を進めております。

令和3年度には、市内企業が開発した有害鳥獣を超音波で寄せつけなくする装置の圃場実験のための地元農業者とのマッチングを行いました。

令和4年度につきましては、とびあ浜松と協力をし、湖西市地区でのキャベツの生産において栽培管理行程に合わせてドローンによる薬剤散布や無人畝立て機の最新技術導入のための圃場の実証実験なども計画をしております。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） 分かりました。このスマート農業につきましても、前の一般質問で説明、質問しておりますけど、そのときにいろんなスマート農業の実例なども紹介したんですけど、このスマート農業による生産性の向上のため、新しい技術や栽培データがいろいろ開発されております。そういう中で、先ほど説明がありましたけど薬剤散布のドローンの活用、それからまたほかではGPS付きの田植機の導入とか、トラクターとかコンバインもそういう状況で、また温室や何かに空調の自動システムも導入になるということで、スマート農業の農業機械などがどんどん進んでいるわけですけど、農家がそれらを取り入れて整備していくための補助金制度の整備が必要と考えられますが、ほかの地区でもそういうことで、議会ですら計上しているところもあるようなことですが、湖西市ではその点どのように、必

要と思いますが考えてるか教えていただきたいと思えます。

○議長（馬場 衛） 産業部長。

○産業部長（太田英明） 議員がおっしゃるように、今後スマート農業も進めていくというところは大変重要なところだと考えておまして、支援のほう、補助金制度の整備につきましても今現在検討しているところになります。

できるだけ、スマート農業というような補助制度というか支援というようなものと、あと省エネであるとかそういったものにも活用できるようなそういった補助の支援ができないかというようなところで今現在検討して、できるだけ早く実現できるように進めているところです。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君。

○8番（高柳達弥） 今までいろいろ聞きますと、検討・検討ばかりなものですから前向きに検討するという形でお願いしたいなとそんなふうに思いません。

それでは最後ですが、今日本のデンマークと呼ばれた農業先進地の安城地域にある安城農林高校ですが、その初代の校長先生が山崎延吉さんということで著名な農政家で、農業は人間の生産活動の基本であると言われ、生産には3種あり、1つには生命をつくり出す、2つには値打ちをつくり出す、3つには効用をつくり出すということで、農業は1、工業と商業は2と3で、農業は生産の第一義であると。商工業を担う都会は国の花であって、国が発達すれば必ず花が咲くべきものとみなし、その農村は都会なる花に対してその根に相当するということで、根が枯れては国は揺らぐと話されています。食料の安全保障が今必要と言われている時期に農業の重要性を感じ、質問をいたしました。

これで終わりにいたしますが、終わりに当たって湖西用水土地改良区の理事長でもあります市長に一言お言葉を頂きまして終わりたいと思えます。

○議長（馬場 衛） 市長。

○市長（影山剛士） 湖西用水土地改良区の理事長としてと、どっちにしろ同じ立場なんですけれども、今議員のるるおっしゃっていただいとおり、や

っぱりこの農業の持続可能性というか、そのためには若い方もしくは新規営農者、これを継続していただくためには稼ぐというのかもかかるのか、持続可能のために所得もしっかりとできるような形、もちろんそれが長時間労働であるというよりも省力化をして、通常の労働時間で所得もしっかりあるというふうにつくっていくことが大事だと思っております。

産業部長も申し上げたとおり、今湖西用水さんと一緒にやってるような吉美地区の集約化・集積化もそういったハード整備も大事ですし、最後に申し上げたドローンだとか去年やった静岡技研さんの有害鳥獣の超音波だとか、そういったハード面・ソフト面両面からの整備が必要だと思っておりますので、そこはDXの推進とも併せて両面から進めていくことが大事なのでそこは両面からしっかり進めていく、そしてまさに何よりもこのロシアだとかウクライナ情勢で経済安保の必要性、それは工業的な知的所有権なんかもそうですけれども、特に議員おっしゃった食料安保も、これだけ物価が上がったり原材料が上がってるということは食料安保もいかに大事かということが相当この直近で分かってきていると思っておりますので、そこはもちろん湖西市だけで何ができるかというわけではありませんけれども、湖西用水またはとびあ浜松さんだとか県、様々なところと連携しながら着実に進めていくことが大事だと思っております。以上です。

○議長（馬場 衛） 高柳達弥君、よろしいですか。

○8番（高柳達弥） ありがとうございます。農業を取り巻く状況に目を向けていただく機会として質問をさせていただきましたが、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、8番 高柳達弥君の一般質問を終わります。

次に、12番 加藤弘己君の発言を許します。

なお、加藤弘己君より参考資料の配付を求められましたので、これを許可しております。資料は議席に配付させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

〔12番 加藤弘己登壇〕

○12番（加藤弘己） 12番 加藤弘己です。通告に従いまして、2つの主題について一般質問をします。

まず最初に、下水道事業の課題への対応についてでございます。

質問しようとする背景や経緯でございます。湖西市下水道事業は、平成6年度に事業着手し、令和元年には合併処理浄化槽の普及等により、下水道整備区域を縮小した整備方針に変更されました。

接続可能な下水道事業とするため、現時点での事業環境や将来における下水道使用料の変化や設備の老朽化等に対応しなければならない事態に直面しております。

質問の目的ですが、下水道事業の持続のために様々な取組が必要なためでございます。

まず質問事項1番。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（加藤弘己） 湖西市における下水道処理人口普及率と浄化槽等も含めた汚水処理人口普及率及び県下における順位を伺います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。環境部長。

〔環境部長 石田裕之登壇〕

○環境部長（石田裕之） お答えします。

本市における下水道処理人口普及率は、令和3年度末時点で43.8%、これに合併処理浄化槽人口を加えた汚水処理人口普及率は72.8%になります。

県内における順位であります。令和2年度末時点の集計値となっております。下水道処理人口普及率が29市町中17番目、合併処理浄化槽人口を加えた汚水処理人口普及率が35市町中19番目であります。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） それでは、普及率の現状はどういうふうに捉えているかということをお願いしたいと思います。

それと、合併浄化槽を入れて19番目ということは、あまりよくないというようなことでしょうか、そこら辺のところもよろしくお願いたします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

令和23年度の整備完了を目標に、今後も着実に管渠の施設整備を進めていきますとともに、やはり接続率向上に向けた普及活動、ここら辺は例えば広報こさいへの掲載であったり直接臨戸訪問、そういったことに積極的に取り組んでいかないといけないというふうに考えております。順位を踏まえて、こういったことを積極的に取り組んでいかなきゃいけないという実情であると考えております。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） かなり20年後というのはなかなか先のご話でございますね。このロードマップなんかはあるのか、それからやはり集中投資をしていち早く住民に恩恵を与える方法は検討していないのか、例えば民間資金や資本が地方のインフラのために活躍していくような民間活用は考えていないのかを伺います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

民間活用など国が打ち出す施策につきましては、今後検討を進めまして下水道事業を持続可能なものとするよう、対応していきたいと現在考えております。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） 先ほども話しましたが、やはり大分先のご話で、これが20年後というようなことなんですけど、いつやるのかとかそういうようなことだけはしっかりいつ誰がどういうふうにするかというようなことだけ、そういう計画だけでもしっかりしていただきたいと思います。

それでは、質問の2に入ってよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 2ですね、はい。

○12番（加藤弘己） では、人口減少や節水の意識の高まりで水量減少等に伴う使用料収入の減収が懸念される中、経営健全化に向けてどのように取り組むのかを伺います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

令和2年度に策定しました公営企業の中長期的な経営の基本計画であります経営戦略に基づき、事業を進めているところであります。

今後は、人口の減少とともに節水型機器の普及や生活様式の変化から、1人1日当たりの有収水量は増加傾向になるとは考えにくい状況にあります。

これらを踏まえ、管渠及び処理場の施設の整備促進やストックマネジメント計画に基づく既存施設の計画的な維持・修繕及び改築、接続率向上に向けた普及活動など、公営企業として事業やサービスの提供を安定的に継続できるよう取り組んでいるところであります。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） ありがとうございます。

それでは、この事業に対して官民連携や広域化とか協働化の検討はなされているのか、お伺いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

新居浄化センターにおきましては、平成19年度より包括的民間委託による維持管理を行っています。また、汚泥処理につきましては他部署と共同処理施設の施行について連携を図っているところであります。今後も、国や県から発信される施策や、他市町の動向を注視し、取組の有効性について検証していきたいと考えております。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） それでは、3番目に移ってよろしいですか。

○議長（馬場 衛） それでは、ここで1時間過ぎましたので休憩を取りたいと思います。

暫時休憩といたします。再開は11時15分とさせていただきます。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

加藤弘己君の一般質問を続けます。

質問事項3番からになると思いますが、加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） 3番です。下水道使用料は令和元年10月1日に改定されました。汚水処理費を全て下水道使用料で賄うことになってはいますが、現在

では一般会計繰入金で補填されています。今後の下水道使用料の改定と繰入金についての動向をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。公益企業は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制が基本原則ですが、現在は一般会計繰入金の受入れによって経営の維持ができています。

今後、事業運営を持続していくためには、下水道使用料を適切な水準まで引き上げ、使用料を安定した財源として位置づけることが重要であると考えます。

また、現在の普及率における使用料収入を踏まえ、当面の間は一般会計繰入金の受入れを継続し、段階的に料金改定を行っていくことが適切であると考えております。

使用料の改定につきましては、市民生活や企業活動などへの経済的な影響、繰入金の受入額の軽減など十分考慮した上で、今年度から検討に向けた準備を開始する予定であります。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） 今年度から検討に向けた準備を開始するというようなことでお伺いしました。

それでは、湖西市の基本料金は幾らか、また標準的な使用料金は幾らか教えてください。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

基本料金は、税込みになりますが2か月当たりで16立方メートルまでで2,168円になります。標準使用料金ですが、2か月当たり60立方メートル使用で8,860円、80立方メートル使用で1万2,112円となります。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） ありがとうございます。

それでは、他市と比較して湖西市の現使用料は高いのか安いのか、そこら辺をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

令和2年度のデータで、近隣の市と比較になりますが、湖西市は立方メートル当たり142.5円と、浜

松市さんですと130.4円と、あと袋井市さんでは103.5円、磐田市さんでは117.8円、掛川市では145.7円というふうになっておりますが、普及率によって使用料というのは変動がございます。

それで、総務省が実際に示しております水準でございますが、立方メートル当たり150円が平均的単価であると言われておりますので、そういったことを踏まえ、標準的な単価であるなというふうには考えております。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） 国から比べれば安いかもしれませんが、他市に比べると高いという、多分また豊橋市なんかと比較するとまた湖西市は高いんじゃないかなと思うんです。

それでは、経費の回収割合は何%ぐらいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

令和2年度末において汚水処理費用、こちらは維持管理費と資本費を加えたものでございますが、3億5,673万8,000円になります。使用料の収益が3億1,303万1,000円ということでございますので、回収割合といたしましては87.75%というふうになります。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） そうすると、回収割合というのは決して悪いわけではないわけですね。

それでは、一般会計の繰入金の推移、近年における結構ですので、平成30年ぐらいから教えていただけませんか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

平成30年に繰入金が7億5,994万2,000円ございました。年々減少しております。令和元年度になりますと6億9,602万6,000円と、比較いたしますとマイナス6,391万6,000円と、翌年度の令和2年度になりますと6億5,597万1,000円と、前年比マイナス4,005万5,000円と、次年度の令和3年度になりますと6億2,569万円と、対比マイナス3,028万1,000円ということで、繰入金につきましては年々減少して

おります。直近でいきますとおおよそ3,000万円ほど減少しているという状況でございます。

今後こういう普及率から使用料収入を考えますと、やっぱり当面の間は繰入金を受入れというのは継続していただきながら、段階的に料金改定を行っていくということが必要であろうなというふうには考えております。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） 今推移を聞いたところ、年々下がっているというようなことなんですけど、やはり近頃は何でも値上がりする時期ですので、せめて下水道の使用料ぐらい、これが令和5年になったらもう少し上がるというようなことで、目に見えた努力をしていただきたいなと思っております。

それでは、4番目に行ってよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 次の4番ですね、どうぞ。

○12番（加藤弘己） 布設後50年を経過する下水道管はありませんが、機械や電気設備が更新対象となる処理場は確実に増加しますが、効率的な事業運営などをどのように取り組むのかお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

湖西・新居の浄化センターともに、平成13年3月に供用を開始しており、21年が経過しております。

現在は、令和2年度に策定いたしましたストックマネジメント計画に基づき、限られた人員や予算の中で効果的に予防保全型の施設管理を行っていくよう、計画的な維持・修繕及び改築の実施に努めているところであります。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） 分かりました。先ほども言いましたように、下水道、優良事業として頑張っていたきたいなと思っております。

それでは、次の質問に行ってよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 5番ですか。

○12番（加藤弘己） 5番です。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（加藤弘己） 5番、下水道管に起因する道路陥没事故を防止するために、予防保全型の維持管

理の取組はどのようにしてるかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

下水道管渠は、平成6年の事業認可以来27年が経過しています。

道路陥没事故の多くは、経年劣化や腐食などにより管路が損傷し、管路内の周辺土砂が流入することで、地盤に緩みが生じて陥没に至るものです。

本市におきましては、そのような事態は発生しておりませんが、路面上におけるマンホール首部及びその周辺におきまして、巡視により異音やがたつき、変状などがいないか確認し、必要に応じて補修を行っております。

また、法改正により腐食するおそれが大きい箇所での点検が義務化され、令和元年度から令和2年度にかけてマンホール及び管渠内を目視やテレビカメラなどを用いて視覚的に点検調査を行いました。結果として、管路本体の異常や土砂流入などは確認されませんでした。

今後も事故を未然に防ぐよう、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） それでは、適切な維持管理に努めてまいりますということなんですけど、新技術導入による能率改善だとか老朽化及び長寿命化対策の現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

推進工法を用いた工事におきまして、近年は長距離や曲線での施工が可能となっており、本市におきましても実績がございます。

推進工法におけます道路陥没の主な原因は、掘進時に周辺土砂を過剰に取り込み、地山に空隙や緩みを発生させることです。

施工に当たりましては、実績のある工法を選定するとともに、掘進量や廃土量などの情報を集中制御盤にてコントロールし、地山の崩壊を防止します。加えて、掘進後にカメラ装着車を走らせて、管渠内の詳細を検査します。発注者側としましても、実務経験を有する職員を監督員として配置することで対

応しております。

老朽化・長寿命化対策につきましては、老朽化した管を内側から更生する工法が一般的であります。過去に、移管を受けた月見ヶ丘団地の管渠の一部で1例の実績はありますが、事業認可以降、布設した管路における施工実績はございません。

今後、点検などで必要が生じた場合は、対策を講じていきたいと思っております。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） 答弁聞きまして、こんな計画的に実施されれば完璧じゃないかなと思っております。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

そうしましたら、6番目へ行ってよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） どうぞ、6番目ですね。

○12番（加藤弘己） 下水道台帳のデータベース化及び施設ごとの維持管理情報の電子化とかデータベース化の現状をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） 下水道台帳につきましては、航空写真や地図情報と連携した管路情報をシステム管理しており、毎年、最新のデータに更新し、工事の完成図書もシステムに格納しております。

一方、処理場内の電気・機械設備につきましては各機器ごとにシステム登録してありますが、維持管理における修繕などの履歴は、別途、電子的に記録し、管理・保管しております。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） データベース化した維持管理情報の活用による修繕・改築の効率化はどのように図られていますか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

システム管理しています下水道台帳には、管路の深さ・口径・位置などの詳細情報が網羅されていますので、効率的かつ迅速な対応が可能です。

さらに、窓口での問合せにおきましても迅速に対応でき、サービスの向上が図られております。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） 分かりました、ありがとうございます。計画的に今答弁されたようにやっていただければ、時期といつ誰がどのようにやるかというようなことをもう少し詳しくやっていただいたらよろしいんじゃないかなと思っております。

それでは、主題2のほうの質問に入ってよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（加藤弘己） 主題2に入る前に、写真を議長の許可を得て配らせてもらいましたが、これについてちょっとだけお話をしたいと思います。

左上のほうにあります写真は、これは平成31年4月に議会だよりに掲載した写真でございます。これにつきましては、建設環境委員会がこれに取り組んでおりまして、現状をいろいろ調べまして市長に提言をしたということです。この当時は、まだ完璧なガイドラインすらできてなかったというような状態です。その後、すぐにガイドラインができたということでございます。

それから右上の令和4年6月に撮った写真ですけど、これは平成に撮った写真の下のところがかなり見えておるんですけど、これは違うところで、パネルが写ってる下なんですけどここは入れなくて取れなかったわけです。それで、ですから上のほうを撮った写真でございます。上のほうはかなりひどくなっております。

それから、2段目の右側なんですけど、これは議会だよりに掲載した右の上のほうの高いところなんです。これが、ここもやはりこの上にパネルが並べてありましてここもかなり崩れていると。シートがかぶせてあるというようなことでございます。現状は雨が降るたびに、土砂災害まではいきませんが濁った水だとかそういうようなものが流れて、浜名湖までいくというような話でございます。

それから3段目の写真につきましては、これは多米峠のところでございます。現在、今重機が動いていてパネルをやっている最中でございます。これは下の右側にある写真のような、既にパネルがやっていると、分割してやられていると。この下のほうに道路があるわけなんですけど、道路を県が丈夫な擁

壁をやってるんですけど、このパネルの下まではやってありません。こちら辺はよく雨が降ると、下の家が水道になって困っているというふうなお話を聞いております。

それから一番下でございますが、これは天浜線のすぐ近くの小俣というところで、神座とそれからプライムアースEVエナジーの近くでございます。ここは、山の原生林のところをがばっと切ってパネルを並べてあるんですけど、ここは一回か二回、水がだーだーに出たときに、道路にあふれたというふうなところで、ここの土木課のほうで応急処置をさせていただいたというふうなところでございます。

これ以外にパネルの設置によって、排水が駄目だというふうなところがあります。これはまだしっかりしていないというふうなところで、こんな工事をやっているんじゃないかなと思ってます。

この太陽光パネルにつきましては、令和2年の12月10日に福永議員が質問しまして、これについて太陽光パネルの設置は今ガイドラインだけなんだけどガイドラインもひどいもんだ、これを守っていないんじゃないのというふうなことで、早急に条例をつくってほしいというふうな話が出まして、ようやく今度の7月1日に条例が施行されるというふうな運びになったものでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問しようとする背景は今ざっと話をしましたけど、太陽光発電による再生可能エネルギー事業は長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向け取組を引き続き維持していく必要もあります。私もそう考えております。

脱炭素化、再生可能エネルギーの拡大で導入量の増加が見込まれる太陽光発電は、平野部に比べ土地代が安い山間部への事業が多く見られます。

一方、太陽光発電設置造成地は近年頻発する豪雨により、土砂流出や濁流の発生、また景観への影響、反射光による生活環境への影響等の環境被害が発生しておりますというふうなことでございます。

質問の目的は、森林伐採を伴う山間部造成地や住宅地の環境保全と災害リスクをなくすためでございます。

では、質問事項1番へ行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（加藤弘己） 湖西市内の太陽光発電設備数を把握し、データベースはどのように管理されているかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 答弁をお願いいたします。環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

市ガイドラインに該当します50キロワット以上500平方メートル以上の、平成31年4月1日以降の施設につきましては、提出された事業概要書を基に台帳を作成し、管理を行っております。また、市ガイドラインに該当しない施設につきましては、まずは国が公表しております再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定情報、こちらを入手し、今年7月1日に施行する湖西市再生可能エネルギーの適正な設置に関する条例に基づく書類の提出を求め、台帳を作成して管理してまいります。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） 土砂災害や水質保全、それから生態系等のリスク、森林保水機能が整備され全てが適切な設置、土地の選定と設計、地域住民の生活環境の保全が重要です。

特に、先ほども申しましたように太陽光はこれから必要でございます。ですが、実現とその災害の両立というのがなかなか難しく、地域の人たちに心配をかけないように、災害が起きたら困りますので、ぜひデータベースを昔からあった小さな太陽光発電設備も極力じゃなくて絶対データベースをしっかりと、どういうふうになってるかというふうなこともちゃんとしっかりとしておいていただきたいと思えます。答弁はいいです。

それから2番目。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（加藤弘己） 既設の太陽光発電施設が誘発する土砂崩れや地盤沈下のおそれがある箇所の現場調査や対策に取り組んできたか伺います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

大雨などにより、太陽光発電設備の事業用地の外

へ土砂が流出するなど、道路や周辺の土地に影響が出た場合には、太陽光発電の事業者を特定し、土砂の撤去などの処理と併せ、適正な維持管理を要請しております。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） やはり違反だとかやり得、やっちゃったらいじゃないかと、法の網をくぐって適当にやってあるというようなところも見受けられますので、しっかり管理していただきたいなと思いますので、そこら辺はよろしくをお願いします。

それでは、3番に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（加藤弘己） 寿命を迎えるパネルの処分・リサイクルについてどのように考えているかをお伺いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

住宅用を含みます使用済みの太陽光発電設備の撤去及び処分につきましては、廃棄物処理法において産業廃棄物として取り扱われるため、関係法令にのっとり、事業者が適切に廃棄やリサイクルを実施することとなります。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） このリサイクルですか、リサイクルのルールだとかリサイクルの徹底に向けた法整備の動向はどのようになっているか分かりますでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

再生可能エネルギー特別措置法や電気事業法において、発電事業を停止または終了する場合には、経済産業大臣などへの届出や報告を定めていることや、環境省では太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインや太陽光モジュールの適切なリユース促進ガイドライン、こちらを定めております。また、建設リサイクル法を改正して、対象品目に追加することで再資源化を求めるなど、リサイクルの義務化の検討が始まったと聞いております。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） 分かりました。法整備なんですけど、市でやる条例だとかそういうものは国、県の次にやるというようなことで、たまには県を飛び越えて県より先に決めるというようなこともいいんじゃないかなと思いますので、これの太陽光についてはぜひ前向きに取り組んでいただきたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

それでは、4番目に移ります。

○議長（馬場 衛） 4番目ですね、どうぞ。

○12番（加藤弘己） 荒廃農地のように、導入できる場所に規制がかけられ、本来は森林を守らなければならないところには規制されていない現状を変えていく流れはないかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

現状でも太陽光パネルの下で適切に営農を行っていただければ、農地でも発電設備の設置が可能となっております。

規制については、土地の利用の権利を拘束すること、またその根拠や区域を明確に示す必要があることから、関係法令等に基づき指定された区域を定めておりますが、今後の状況に合わせ、必要に応じた見直しを検討してまいります。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） 特にこの関係法令にのっとりやるということなんですけど、しっかりやっていたかかないとなかなか逃げ道が多くて、パネルをやっているけどその下は農作物を作らないといけなのだけどもね、やってないよとかそういうようなところが結構出てくると思います。

例えば、夫婦で農業をやっている農業ができなくなってしまったというようなところでも、農業もできないし管理もできないというようなところもありますので、今後そういうようなところも目を向けていただきたいなど。

それから、このパネルをやるときに農地をやるときにはしっかり行政のほうで指導してやっていただきたいなと思っています。なかなか行政にも限界がありますけど、極力丁寧にやっていただきたいと思っています。

それでは、次の質問に入ります。

○議長（馬場 衛） 最後の質問になりますね。

○12番（加藤弘己） 5番目です。令和4年7月1日に施行される条例、施行規則は強制力のあるものとなっているかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

条例では、勧告に従わない場合に氏名や住所、勧告の内容を公表いたします。公表されることにより、社会的な評価が下がることにつながると考えますし、公表した段階で再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法第9条により、発電事業計画の認定を行った経済産業省にも報告しますので、同特別措置法第15条による認定の取消しの措置が取られる場合もあることから、一定の効果は期待できると考えます。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） 条例による規制をかける意義は、地域の自然環境や生活環境を守ることに加え、太陽光発電事業は地域との共生を図りながら継続的に推進させることにあると考えるがいかがでしょうか、その考え方については。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

国の第6次エネルギー基本計画では、太陽光発電は再生可能エネルギーの主力電力化を徹底し、地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとしております。

太陽光パネルを設置するには、森林の伐採や土地の造成なども必要となることから、条例では関係法令等に指定された区域を抑制区域と定め、災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全を図り、導入しようというものでございます。以上です。

○議長（馬場 衛） 加藤弘己君。

○12番（加藤弘己） 分かりました。答弁はよろしいんですけど、規制の対象の既存事業も含めるべきであるなど私は思っておりますけど、なかなかそれは難しいことではございますので、できるだけよく見てよく指導していただきたいと思っております。

質問としては5番で終わりでございますが、やは

り今とんでもない大雨が頻繁に起こる時代でございます。地域住民の声を聞いて話し合い、様々な法規を守ってこそSDGsの時代の事業ではないかなと思っております。

今回この質問をしましていろいろ調べておまして、行政は法令と慣例に基づき完璧に法規に乗って決定していかねばならないというようなことで、少し枠を超えてやるというようなことはなかなか難しいというようなことをしみじみと感じました。やはり取り締まるということはなかなかできないということですので、できたらかなり適切に親切に、いい人ばかりじゃないんですけどやっていただきたいなと思っております。

私たち議員としては、この行政とは違って行政の論理を十分理解した上で、政治の責任において社会の実態と折り合いをつけていかないといけないじゃないかなと思っております。悪いけど行政では何もできないということではいけませんので、ぜひ議員としてはそんなような心構えを持っていきたいなと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、12番 加藤弘己君の一般質問を終わります。

次に、6番 菅沼 淳君の発言を許します。

〔6番 菅沼 淳登壇〕

○6番（菅沼 淳） 6番 菅沼 淳です。本日はよろしくお願いをいたします。

早速質問に入らせていただきます。

主題は、障害のある児童・生徒の学校生活の向上についてということでお伺いをいたします。

質問しようとする背景や経緯です。令和3年度、白須賀小学校に開設された肢体が不自由な児童のための特別支援学級につきまして、当該特別支援学級の対象である児童は、開設以前にも存在をしていたと考えられますが、何でその時点での開設であるのか、また対象児童は障害者権利条約・障害者差別解消法・インクルーシブ教育の観点から、通常学級での教育が可能ではないかと考えることからお伺いするものであります。

校舎へのバリアフリー化に伴うエレベーター設置

整備につきましては、これまで同僚議員また私自身、学校に在籍する移動を困難とする障害を持つ児童への合理的配慮として、エレベーター設置整備について質問をさせていただきました。質問に対しては、いずれも学校施設長寿命化大規模改修計画に合わせて検討し、現状は階段昇降機の設置、支援員の配置で子供が困らない形で対応していくという答弁でありました。

私の所属する福祉教育委員会は、令和3年度より研究課題としてインクルーシブ教育の推進についてを取り上げ、令和3年12月にエレベーター設置整備を積極的に推進している先進地である千葉市教育委員会とオンラインによる研修をさせていただきました。エレベーター設置整備を積極的に推進する経緯、きっかけをお尋ねしたところ、平成16年第4回の定例会において、議員の「既存校へのエレベーターの計画的な導入」の質問に対して、当時の市長が「従来よりエレベーター設置につきましては、新設及び改築の際に設置をしておりますが、ハートビル法が平成15年4月に一部改正され、新たに学校施設がバリアフリー化の努力義務対象施設として加わりましたことから、既存校につきましては特に障害のある児童の通学している学校を優先的に実施に向けて検討してまいりたいと考えております。」と答弁されたことを受け、教育委員会では車椅子を利用する児童生徒の学校生活の向上を図るため、優先度の高い学校からエレベーターを設置整備する方針で、設置をしているとの説明でありました。参考にさせていただければと思います。

開設された特別支援学級に在籍する児童、また市内他校の通常学級に移動を困難とする障害を持つ児童が在籍する現状にある中、そして文部科学省は令和2年12月25日付で通知した「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について」及び「公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の加速について」において、学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めるようお願いをしているところとあり、さらに令和3年11月11日付の「学校施設におけるバリアフリー化のための方策等について」の事務連絡については、「学校設置者は公立小中学校等施設に

おける令和7年度末までに、緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標の達成に向け、取組の加速をお願いする」とあり、「特にエレベーターについては整備目標の対象範囲に車椅子に座ったままでは乗降できない簡易的な昇降機は含まない」とあります。

以上のことから、バリアフリーの一環であるエレベーターの設置整備について現在のお考えを伺いたく、再度の質問をさせていただくものであります。

質問の目的です。障害のある児童生徒の学校生活の向上及び児童生徒、保護者、学校関係者の負担軽減のために取組を検討し、推進していただきたいということで質問事項に入ります。

まず、特別支援学級についてお伺いをいたします。

最初の質問です。令和3年4月に開設された肢体が不自由な児童のための特別支援学級については、開設以前にも対象となる児童が存在をされていたのではと推測されますが、何でその時点において市内の学校での開設に至ったのか、経緯・背景・きっかけをお伺いします。よろしくお祈いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。教育長。

〔教育長 渡辺宜宏登壇〕

○教育長（渡辺宜宏） お答えをいたします。

市内の令和3年度入学予定者の中に、歩行が困難な児童が2名おりました。いずれも県立特別支援学校を希望しておりましたが、県の専門調査で補装具等を使用して自力で移動できる場合には、特別支援学校ではなく肢体不自由の特別支援学級への入級が相当であるというふうに判断をされました。ところが、湖西市内には肢体不自由の特別支援学級がなかったため、保護者は支援学級がある近隣の市に転居することも考えておられました。保護者の方と就学相談を重ね、もし市内に肢体不自由の特別支援学級が開設されれば、そこで学ばせたいという気持ちがあるということが分かりました。また、令和4年度にも肢体不自由の特別支援学級への入学を考えているお子さんもいましたので、湖西市に住む障害を持つお子さんの学びの場を整備するために、肢体不自由の特別支援学級を開設するに至りました。現在は4名の児童が在籍をしているところであります。以

上であります。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） ただいまの説明で、令和3年度開設の経緯とか背景については理解をしたんですけども、令和3年度以前には該当するお子さんはいなかったのか、もし存在していたとすれば令和3年度以前に開設が可能であったと思うんですけども、何で開設されなかったのか、それまで保護者の方とはどのように相談され、どのような対応をされていたのかお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（渡辺宜宏） お答えをいたします。

令和3年度以前というお話でありましたので、令和3年度以前に該当するお子さんはおりませんでした。ただし、移動に時間がかかったり、あるいは車椅子を利用したりしていたお子さんは実際います。しかし、いずれも保護者が支援学級ではなくて通常学級で学ばせたいという思いが強かった。ですので、開設には至らなかったという状況であります。以上です。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 該当するような子はいなかったということと、保護者の要望でそれまでは通常学級ということで理解いたしました。ありがとうございます。

じゃあ、2番目へ行きます。

○議長（馬場 衛） それではすみません、12時を過ぎると思いますのでここで暫時休憩とさせていただきます。再開を13時とさせていただきます。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

一般質問、6番 菅沼 淳君の一般質問を続けます。

質問事項2番からお願いいたします。菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） それでは、よろしく申し上げます。

2つ目の質問です。肢体が不自由な児童のための

特別支援学級の学習指導は、通常学級と同様の教科書を使用していると思いますが、教科書が同様であるなら通常学級での指導も可能ではと考えますが、区別をされる理由をお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（渡辺宜宏） お答えをします。

特別支援学級に在籍をする児童生徒は、特別な教育課程を編成しており、一人一人の教育的ニーズに合わせた教育活動を行っております。

肢体不自由の特別支援学級では、教科の学習とは別に自立活動の時間、これを特別に設け生活の中で適切な体の動きだとか健康の保持を目的として学習をしております。また、教科の学習においても手だとかあるいは指の動きや姿勢の保持などに配慮をして各時間を確保したり、あるいは子供の実態に合わせた適切な課題を用意したりということで、様々な工夫をしながらきめ細かな支援や指導を行っております。また、生活だとかあるいは音楽の授業では、障害の有無にかかわらずともに学び交流することを目的として、通常学級に入って学んでもいます。また、行事や昼休み等、学校生活の様々な場面でも通常学級との交流を行っているところであります。以上です。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） ありがとうございます。通常学級でも支援学級の子供たちが一緒に、教科書が同様だとか音楽だとかそういう時間には一緒に学習することもあるということで、区別しているのは要するに自立活動、そういう時間を設けているからとこういう理解でよろしいですね。

○教育長（渡辺宜宏） はい。

○6番（菅沼 淳） ありがとうございます。

じゃあ、次へ行きます。

○議長（馬場 衛） 次ですか、どうぞ。

○6番（菅沼 淳） 3番目です。当該児童またはその保護者が通常学級での教育を希望された場合、可能かどうかお伺いをいたします。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（渡辺宜宏） 学びの場の柔軟な見直しという観点から、特別支援学級から通常の学級へ転籍

することは可能であります。その場合でも、当該児童生徒の障害の程度によって必要とされる支援や、通常学級か支援学級のどちらで学ぶほうが児童生徒のためになるのかということ保護者に丁寧に説明をし、その上で児童生徒の学びが保障されるように保護者と学校が十分に話し合いをしながら決定しております。以上です。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 特別支援学級に在籍する児童生徒が、通常学級に転籍するということは可能だという御答弁だとは思いますが、では入学に当たり、通常学級での教育を希望された場合はどうでしょうか。もしそれが可能である場合、それについても保護者に説明をされているということによろしいのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（渡辺宜宏） 支援学級に入級するためには、保護者の承諾というのが必ず必要になってきます。入学時ですけれども、保護者が通常学級を希望されれば通常学級へ入学することになります。機会あるごとに学校での様子を保護者に伝えたり、保護者の考えを聞いたりして話し合いを重ねております。以上です。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 保護者の要望なりそういうものがあれば可能だということですね、分かりました。じゃあ次へ行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○6番（菅沼 淳） 4つ目ですけど、校舎のエレベーター整備についてお伺いをいたします。

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する令和7年度末までの国の整備目標に対して、当市のそれぞれの推進状況をお伺いいたします。

整備目標というのは、1点目に車椅子利用者用トイレについて、避難所に指定されている全ての学校に整備をする。2点目にスロープ等による段差の解消について、全ての学校に整備をする。3点目として、エレベーターについて要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備をする。これについてお伺いをいたします。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（渡辺宜宏） お答えをいたします。

文部科学省の通知にあります令和7年度末までの整備目標に対して、進捗状況を回答いたします。

まず、1つ目の車椅子利用者用トイレでございますけれども、整備されていない学校は、現在、新居小学校1校となっております。しかし、本年度設計を行って令和5年度に整備する予定になっております。それによって、全ての学校が整備済みという形になってきます。

2つ目のスロープ等による段差解消についてですけれども、校舎の外から校舎に入る部分、この部分については11校全て整備をされております。一方で、校舎内が整備されているというのは、岡崎中学校1校のみです。ですので、岡崎中学校は全てがバリアフリーですけれども、ほかの学校は校舎の構造上、バリアフリーになってないところもあるということです。

3点目のエレベーターについてですけれども、現在、岡崎中学校と湖西中学校に設置しています。

現在整備されていない学校施設のバリアフリー化については、大規模改修や学校再編に合わせて順次進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） ほぼ目標どおりに整備が進められているというふうに理解をいたしました。3点目のエレベーター整備については、大規模改修や学校再編に合わせて進めるとこれまでの質問に対してと同様の答弁であるんですけど、学校再編に合わせることは理解できるんですけど、障害を持ち、移動を困難とする児童生徒が在籍する現状、また文部科学省によるバリアフリー化の推進加速化等の通知がある中で、何で将来の大規模改修に合わせての整備であるのか、そこら辺をお伺いします。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（渡辺宜宏） エレベーターの設置については建物への影響、これを考慮することが重要であることから、将来予定している大規模改修や学校再編に合わせて計画的に整備を進めていくという方向

になってます。

また、部分的な整備にとどまることなく、建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用のしやすさを念頭に置いて設計することも重要ですので、大規模改修や学校再編時の校舎の建築改修、それらの機会を活用して整備を進めていくことが重要であるというふうに考えております。以上です。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） すみません、そうするとあれですか、現状での障害者が在籍するかそういったことはあまり重要ではないとそういう意味でしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（渡辺宜宏） 重要ではないということではなくて、ほかの策を考えながらなるべく不便がないようにしていくという考えであります。以上です。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 言いたいこともありますけど分かりました。

じゃあ次へ行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○6番（菅沼 淳） 5つ目の質問です。令和5年度には湖西中学校に体の内部に障害を持ち、移動を困難とする児童が入学します。湖西中学校には北南と2校舎あり、南校舎にはエレベーターが整備されております。校舎間の移動については、1階、2階、3階に整備された連絡通路を利用されておりますが、北南校舎は高低差があることからそれぞれの通路には階段を設け調整をしております。移動を困難とする児童には、大きな障壁になると考えますが、市はどのような対応、対策をお考えかお伺いします。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（渡辺宜宏） お答えをします。

議員も湖西中学校の校舎の配置というのはよくお分かりかなというふうに思うんですが、北と南で半分の階がずれて高さが違うということですので、例えば南校舎の1階から北校舎の1階に行くのに普通の階段の半分は上っていくというふうな形になってきます。この高低差については、将来校舎を建て替えるまでは今の現状を利用していくしかないかなと

思っております。また、エレベーターは南校舎へ設置されており、北校舎にはエレベーターが設置されていません。北校舎へのエレベーター設置は、先ほども申したように建物への影響、こんなことを考慮することが重要であることから、将来予定している大規模改修や学校再編に合わせて計画的に整備を進めてまいります。

なお、先ほども申したように不便をかけないように階段の上り下りに配慮が必要な場合には、昇降機を使い、支援員を配属して移動に支障がないように対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 階段昇降機の配慮については、階段昇降機を使用して支援員を配置し、支障がないよう対応されるということで、当然、保護者、対象児童はその配慮に感謝をされていることと思いますが、昇降機の使用は人員とか時間を必要とすることから、授業に間に合わなかったり対象児童が行きたいところがあるときに、昇降機の利用をお願いするに当たり世話や手間をかけてしまうとの思いから、移動を我慢する場合もあるというような、対象児童の心情などを考慮されているのかどうかそこをお伺いすると、ちなみに中学校で使用される階段昇降機は、車椅子に座ったまま乗降が可能な構造の昇降機でしょうか、併せてお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（渡辺宜宏） ただいまの質問にお答えします。

大きく分けて2点質問があったと思いますので、まず1点目の子供が遠慮するんじゃないかっていうところですね、それについては児童生徒も気を遣ったり遠慮したりする場合もあるかと思いますが、日頃から先生や支援員が様子を見て声かけをすることで対応できるものというふうに考えております。

また、本人も自発的に思っていることを他人に伝えるのも今後の自立に向けて必要ではないかなというふうに思いますので、周りの人たちに声をかけるということもまたやっていただきたいと思います。以上です。

生徒、保護者と学校、教育委員会で十分に互いに理解して生徒にとってよい方向になるよう、継続的に対応をしております。お互いにしっかり話し合いをする、状況をしっかり見る、そういった事柄が必要ではないかというふうに思っています。

2点目の昇降機ですけれども、階段昇降機については車椅子に座ったまま、一応乗り降り可能な構造のものになっております。以上です。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） 分かりました。子供の心情というものはよく酌み取ってもらって、考慮のほうをよろしくお願いします。昇降機も車椅子使用が可能だということで理解しました。

では、最後の質問に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○6番（菅沼 淳） これまで、校舎のエレベーター設置についての質問に対しては、学校施設長寿命化大規模改修計画に合わせて検討するとの御答弁でありましたが、白須賀小学校、また市内他校において肢体及び体内部に障害を持ち、移動を困難とする児童が在籍する現状、文部科学省による学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進及び加速化通知等を踏まえ、バリアフリーの一環である校舎へのエレベーター設置整備について、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

議員がまさに今おっしゃったとおり、エレベーター設置だとか、もちろん先ほどの教育長にあったスロープとかもそうですけれども、これは学校施設、もちろんほかの公共施設全てそういったバリアフリー化っていうのは当然大事なことですし、やっぴいかなければいけないことだというのは認識を、これ従来から多分、新居の地域センターとかのときにも何度か申し上げていると思うんですけれども、そこは大事なことですし、着実に進めていきたいというふうに考えております。

その中での学校施設に関しましては、やっぱり今教育長からもありましたけれども、今後の大規模修繕とか学校再編も今ちょうどやってこれから行きま

すので、その機会も捉まえることも大事ですし、他方でエレベーター、バリアフリーはもちろんですけども、例えばほかにも洋式トイレの御要望だとか外壁、雨漏りだとか随分これで進めては来ましたが、ほかにもエアコン、GIGAスクールのタブレットとか様々なこういった学校環境といえますか教育環境、やるべきこと、御要望は山積していますので、その中での優先順位はしっかりと考えながら、その中で着実に進めていくということが大事だと思っております。以上です。

○議長（馬場 衛） 菅沼 淳君。

○6番（菅沼 淳） エレベーター設置については、いわゆる長寿命化の大規模改修計画、これに合わせて優先順位を決めながら進めていくということですよ、じゃあこれまでとお考えは変わってないということですよ、それでよろしいですか。

○市長（影山剛士） はい。

○6番（菅沼 淳） そうということですよ、分かりました。終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、6番 菅沼 淳君の一般質問を終わります。

次に、14番 荻野利明君の発言を許します。

〔14番 荻野利明登壇〕

○14番（荻野利明） 14番 荻野利明。私は日本共産党を代表して一般質問を行います。今日は2点ほど質問したいと思います。

まず1点目、湖西市の生活困窮者への対応について質問いたします。

質問しようとする背景や経緯。コロナ禍で多くの市民が生活苦から大変な苦勞をしています。生活保護に至る前の第二のセーフティーネットの充実・強化を図る必要があります。「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた湖西市の生活困窮者自立支援への対応を質問いたします。

質問の目的。コロナ禍で多くの市民が生活苦で困っています。生活保護や生活困窮者自立支援に向けた取組を質問いたします。

質問事項、まず1点目。令和3年度における生活困窮者自立支援の実績を伺います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたし

ます。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 袴田晃市登壇〕

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

令和3年度の生活困窮者自立支援事業といたしましては、4事業を実施いたしました。

1つ目は自立相談支援事業で、相談受付件数は224件、令和2年度より266件、約54%の減少となっております。就労支援プラン作成件数は12件で、令和2年度より11件、約48%の減少、就労に結びついた件数は9件で、令和2年度より2件の増加となっております。

2つ目は住居確保給付金で、新規申請件数は10件、令和2年度より29件、約74%の減少、延長申請件数は5件で令和2年度より20件、80%の減少、延べ給付月数は50か月分で令和2年度より119か月分、約70%の減少となっております。

3つ目は、家計改善支援事業で9件の支援を実施し、令和2年度より9件、50%の減少となっております。

最後に4つ目ですが、就労準備支援事業で1名の方が参加がされており、令和2年度も1名の参加でありました。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 荻野利明君。

○14番（荻野利明） 今言われた件数、よその町とかそういうところと比べてどうですか、多いですか少ないですか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

他市の状況と、すみませんちょっと手持ち資料が今ないものですからお答えがすぐにできないんですが、各市町によって状況が異なると聞いておりますので、これが多いのか少ないのかというのはなかなか判断がしづらいところではないかと考えております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 荻野利明君。

○14番（荻野利明） 私の思うに少ないなというふうに思うんです。いいです、それは。

それじゃあ2点目、令和3年度における生活困窮者自立支援の中で、生活保護に結びついた件数は幾らあったのか、お願いします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

令和3年度は、先ほど申し上げました生活困窮者自立支援事業で224件の御相談をいただきました。このうち、生活保護に結びついた件数は8件となっております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 荻野利明君。

○14番（荻野利明） 8件と、これも私少ないと思うんです。非常に令和3年、この二、三年、コロナの問題で非常に生活保護も増えているというふうに新聞等で見えています。それからすると、非常に少ないなというふうに思います。分かりました。

では3件目、いかに相談窓口にとどり着かせるかが重要である。市に相談することも知らない市民が多いと思います。こうした市民にどう窓口までたどり着かせるかを伺います。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

生活困窮者の相談窓口につきましては、市及び湖西市社会福祉協議会のウェブサイトや、湖西市社会福祉協議会が発行していただいております社協だよりの掲載などにより周知をしているところでございます。

相談につきましては、本人が窓口まで来所できないこともありまして、家族や知人の同行による相談や家族だけの相談にも対応しております。また、民生委員、医療機関、地域包括支援センターなどから生活困窮者に関する情報提供があったときは連携して、相談窓口につなげるよう取り組んでいるところでございます。それでも市に相談することを知らない方がいるなど、周知が不足している状況があるかと考えられますので、引き続き丁寧な説明と啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 荻野利明君。

○14番（荻野利明） やっぱり我々も皆さんも感じていないと思うんですけども、行政というのは敷居が高いんですよ、非常に。広報を見たりなんかっ言いますけど、そんなもん見てませんよ、いろいろな文書を出しても。

もう何年かになるんですけども、生活保護を受けたくて相談するところがなくて警察へ行ったんだそうです、相談に。そうしたら、そういうことは地元の共産党の議員とこへ相談に行けと言われて私のところに来たんですね、そういうこともあったように。一般の市民さんはなかなか知らないと思うんですね、どこに相談していいのかわからない。そういうのをどういうふうに相談窓口につなげるか、その問題というのは非常に重要だと思うんです。別に何も言いませんけども、できるだけそういう人が相談に行けるような体制づくり、そういったことをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。できますか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えいたします。

確かに議員の御意見のとおり、いかにして行政につなげるかというのは非常に難しい問題で、市のほうもウェブサイトや広報紙などに掲載をさせていただいてはいますが、なかなか見ていただけないという現状を今伺いをいたしました。生活困窮者に関する窓口になっております湖西市社会福祉協議会から、この方は生活保護に移行が必要じゃないかというような情報を、同じフロアにありますのでつなげて生活保護に対する相談をスムーズに支援できるように、これからも努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 荻野利明君。

○14番（荻野利明） よろしくお願いをしたいと思います。

じゃあ2点目。

○議長（馬場 衛） 主題の2ですね、どうぞ。

○14番（荻野利明） 2番目で児童虐待・DVへの対応について伺います。

質問しようとする背景。コロナ禍で児童虐待・DVが増えていと言われてます。児童虐待・DVは家庭内で起きていることで、なかなか外からは分かりづらいと言われてます。事件、事故に至る前に救い出すことが大事です。市の対応を伺います。

質問の目的。コロナ禍で児童虐待・DVが増えていと言われてます。市内における令和3年度の状況はどうであったか伺います。

質問事項1、児童虐待・DVについての相談件数の実績をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

令和3年度の児童虐待に関する相談人数は103人となっております。令和2年度と比較して16人、約18%の増加となっております。また、DVに関する相談人数は10人で、令和2年度から14人、約58%の減少となりました。

なお、令和4年5月31日時点での児童虐待における相談件数は30人、DVに関する相談人数は4人となっております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 荻野利明君。

○14番（荻野利明） 児童虐待が103人、非常にこっちのほうは多いのと、今どこでもありますからね、児童虐待というのは。この中で、例えば市民からの通報、そういった件数は分かりますか。

○議長（馬場 衛） 2番目の質問でいいですね、健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

令和3年度は、市民からの虐待に関する通告件数はゼロ件でした。令和4年度に入って近隣住民からの虐待に関する通告が1件あり、既に対応している案件であったため、現在も継続して関わっております。DVに関しては、市民からの通告はありませんでした。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 荻野利明君。

○14番（荻野利明） 児童虐待・DVについてというのは本当によそから見ても分かりづらい。そして、当人たちはうちの恥に思って相談できない、やっぱりそうなる通報ですかね、近所の人あるいは民生委員とか病院、学校そういったところの通報というのが非常に重要だと思いますし、もしどこかで起きたような子供が死んでしまうなんてことがないように、絶対にその辺はしっかりとやっていただきたいと思えます。

次に、3番目の幼稚園・保育園・学校などからの通報件数があるか、お願いします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

令和3年度における児童虐待に関する幼稚園からの通告は1件、こども園からの通告が3件となっております。通告を頂きました全ての案件につきましては、令和2年度からの継続ケースとなっております。また、小学校からの通告は7件、中学校からの通告が6件で計13件となります。そのうち、11件は新規のケース、2件が継続ケースとなっております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 荻野利明君。

○14番（荻野利明） 私、この先のことというのはあんまりよく分からないんですけども、通報を受けたらもう児童相談所へ任してしまうんですか、それとも市のほうでも対応するのか、その辺を教えてください。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） 次の御質問と重なりますがよろしいですか、4番目ということで。

○議長（馬場 衛） 続きでいいですね、健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

令和3年度までは一般的な虐待対応マニュアルにより対応しておりましたが、令和3年度末に湖西市独自の虐待マニュアルを作成し、虐待通告があった場合の基本的な対応方法や調査のポイントなどをまとめました。

虐待通告を受けたら、通告者からの聞き取り情報を基に、複数のまず担当者で基本的な対応方針を決めます。さらに、児童の様子や傷の有無など、目視の確認、関係機関からの情報を基に具体的な対応方法を検討いたします。状況によっては、保護者との面談、児童相談所への通告を行い、さらなる虐待発生の未然予防に努めております。

首から上にあざがあったり、傷が確認された場合には、命に関わる可能性もあるため特に注意が必要となります。また、関係機関と連携した継続的な支援や関わりが必要なケースがございます。児童福祉の関係機関で構成します「湖西市要保護児童対策地域協議会」の場において支援の進捗状況を共有したり、より適切な支援方法を検討しながら継続して関わっております。

DV案件は、本人の申出や警察からの連絡によるものが主なものでございます。市民からの通告はございません。対応といたしましては、本人や警察、女性相談からの情報を把握し、県の女性センター、保護施設等の関係機関と連携した上で、適切な支援につながるよう対応してまいります。ケースによっては即時保護する必要があり、曜日や時間帯に関係なく対応しなければならない場合がございます。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 荻野利明君。

○14番（荻野利明） 私ちょっと勉強不足であれなんですけど、湖西市が管轄する児童相談所というのはどこにあるんですか。それと1番目の質問で、児童虐待103人と言われましたけども、この内訳というのはどうなってるのか教えてください。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） まず1点目の児童相談所は県の西部児童相談所で磐田市にあります。

2点目の103人は、これは児童虐待に関するという枠の中の103人になるものですから、内訳というのは特にないものなんですけど、どのような内訳ということでよろしいでしょうか、すみません。

○議長（馬場 衛） 荻野利明君。

○14番（荻野利明） いわゆるネグレクト、それとか食事を与えない、いろんな種類があると思うんです。分からなければいいですよ。

○議長（馬場 衛） そのまま続けますか、今の回答。

○14番（荻野利明） いいです。だって分からないと言っているのです。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） すみません、ちょっと手持ち資料がございませんので、ちょっとお時間を頂いて調べさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○14番（荻野利明） いいです。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（袴田晃市） お答えをいたします。

ほとんど身体的な虐待ということでの103人になります。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 荻野利明君。

○14番（荻野利明） 身体的というのは要するにパチンタたりそういったことですか、野蛮ですね、みんな。

分かりました、以上で終わります。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○14番（荻野利明） ありがとうございます。

○議長（馬場 衛） 以上で、14番 荻野利明君の一般質問を終わります。

次に、4番 三上 元君の発言を許します。

〔4番 三上 元登壇〕

○4番（三上 元） 4番 三上 元でございます。山口県で起きた事件と熱海市の災害復旧に関わる問題の2つについての質問をさせていただきます。

初めに、山口県阿武町事件からの教訓であります。

背景や経緯は、誤送金という事件はどの市町村にも存在する可能性があると思いました。そして、私はこの事件は報告のスピードに問題があったというふうに感じました。

そこで質問の目的であります。当市で誤送金が発生したときの対応について、今のままでよいのか確認をするために、当市のマニュアルについて質問をいたします。

最初の質問です。4,000万円級の大きな額の送金時の作業とチェックの体制の現状と、またそのマニュアルを見たときに見直しの必要があるかどうかについて、市はこの問題を契機にそのようなことを点検したのかどうかをお伺いいたします。以上です。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。総務部長。

〔総務部長 田内紀善登壇〕

○総務部長（田内紀善） お答えします。

非課税世帯への臨時特別給付金のように、支払い対象者が大勢いるケースでは、所管課において支払いデータを作成し、複数の職員目でチェックした上で指定金融機関に直接データを送信しております。同時に、所管から提出されました支出命令書を会計課において、これも複数の職員目で審査をしております。

指定金融機関の支出処理に当たりましては、市役

所で支払いデータと支払い関係書類を突合し、完全一致させた上で行っていますので、支出命令額以外の支出がされることはございません。

今回の事件で、事前チェックの重要性に対する認識を改めて確認をいたしましたので、額の大小にかかわらず、またどんな支払い処理でもチェックをしっかりと行うよう、改めて職員に対し注意喚起をしたところでございます。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 三上 元君。

○4番（三上 元） 今の答弁を聞いて安心をしたという感じがいたしますが、このようなことが当市では起こるはずがないぐらいにショックだったのではないのかなということと、当市において改めてチェックをし大丈夫であると、また通達も改めて行ったということで安心をいたしました。

その次をやります。2つ目の質問に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○4番（三上 元） 今回のような誤送金を発見したとき、これは私が副市長だったらなと思って感じたんですが、これは政策の意思決定ではなくて事務処理のノウハウというか、あるいはレベルの問題だなと思いましたので、副市長であったなら私は市長に対して「市長、お任せください」と、私が完璧に処理いたしますと言って報告だけはして、自分が全面的にスピーディーな対応をするのではないかなと思いました。

そこでこの報告の体制、マニュアルの現状、スピーディーに副市長まで伝わるスピードは当市の場合、大丈夫なんだろうかなと。この山口県の阿武町の場合は、多分私の推定では副市長までに伝わるのに何段階かあって直属上司に伝えた、その上司がまた上司に伝えるんだろうけれども、どうもこれは専門家の意見を聞かなければならないなという事件ですから、早く副市長まで届かなければならない、阿武町の場合には副町長まで早く届かなければならない、その辺のマニュアルについては大丈夫かどうかについてお伺いいたします。以上です。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

常々、情報共有や報連相を徹底するようにしてお

りまして、問題発生時の報告体制や対応マニュアルについては、情報セキュリティに係るものが整備されておりますので、今回のような問題が発生したときはこれに準じて報告・対応してまいっております。

インシデントが発生した場合は、報告が早ければ早いほど早期対応が図られまして、早期に解決ができる可能性が高くなります。したがって、今回の事件を契機としまして、職員一人一人が当事者意識と危機意識を持って業務に当たるのはもちろんのこと、改めて報連相の徹底、特に速やかな報告の徹底と先ほど述べたチェックの徹底をするよう、注意喚起していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 三上 元君。

○4番（三上 元） もう少し具体的にお伺いいたしますが、このことがもし当市で、ないはずですけどあった場合の報告は、その事件発生が発見されたというときから副市長まで当市の場合には何時間ぐらいで届くんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。早ければ1時間以内にはもう、副市長には報告されるはずでございます。以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元君。

○4番（三上 元） 分かりました、ありがとうございました。報告というときに、できるだけ早く直属上司に伝える、これは当たり前のことですが、その聞いた上司がまたその上の上司にすぐ伝える、当市の場合には1時間以内に確実に伝わるということを知って安心をいたしました。逆に阿武町の場合なぜそんなに遅かったのかな、私には推定が付きません。総務部長が推定ができるのであれば教えてほしいなど。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） 私が推定してもあまり意味がないと思いますので、ちょっとお答えには困るんですけどもそれでよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 三上 元君。

○4番（三上 元） すみません、ついでにうっか

りそんな質問をしてしまいましたが、迷惑な質問をしたことを反省いたします。

3番目。誤送金を発見したときに、このケースの場合、やはり弁護士などに相談をすることが必要だったのではないのかなという気がするんです。

そこで、顧問弁護士を当市はもちろん持っていますが、このような事件が夜中に発見したとかあるいは土日に発見したとか、ゴールデンウィークのさなかに発見したなんていうケースも想定しなければならないとなると、1人の弁護士事務所に頼んでいるのでは、その人が旅行に行っていたりなんかしてたら捕まらないという事態も起きます。複数の弁護士と連絡が取れるような状況になっていることが重要なのかな、あるいは五、六名いる弁護士事務所であれば連絡が取れるかもしれませんが、その辺に関して、連休中であるとか真夜中であるということでも、あるいはその担当弁護士が海外旅行に行っているときでもちゃんとした対応が取れるような状況になっているのかどうか質問いたします。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えいたします。

土曜、日曜、祝日、夜間でも顧問弁護士に連絡が取れる体制になっております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 三上 元君。

○4番（三上 元） ありがとうございます。その顧問弁護士の事務所には、複数の人が存在していますか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

複数の弁護士が在籍していると伺っております。以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元君。

○4番（三上 元） 分かりました。それでは、このような事件が当市で起きないことを願うと同時に、万が一起きた場合、原子力発電所もそうでしたが絶対にこんな事故は起きないと言っていて起きたわけでございます。絶対の起きないはずのことが起きるのが世の中でありますから、ぜひ万が一のことも考えた中でマニュアルを作成し、時々、そのことについての注意喚起をしていただくことをお願いして、

1つ目の質問を終わります。

○議長（馬場 衛） では、主題2のほうに。

○4番（三上 元） それでは、2つ目の質問に移ります。

災害復旧時における当市の財政面における備えについての質問であります。

当市内の知人から、私が熱海市の件で質問をしたことを知りまして、熱海市の災害から学ぶ点にもう一つあると、それは資金的備えであると。県には、大規模地震災害対策基金という名前のものがはっきり存在している。他の基金にも災害に使用できることが書かれているという基金が幾つかありまして、総額約6,000億円の備えがあると聞いてると。しかし、湖西市にはその名称の基金がないと言われました。この私の知人は、県の危機管理担当者に連絡を取り、そのメールと電話でやり取りもしていた中で私にこのことを伝えてくれました。ですから、県の状況は大体こんなもんだらうと思いました。

そこで質問であります。災害復旧時において、市に十分な資金的な備えがあるかどうかを質問したいと思えます。

1つ目の質問です。県には、大規模地震災害対策基金と明確に名前をつけた基金が19億円存在しております。湖西市には、その名称の基金はありませんが、災害復旧時に使用できる基金として今年3月末には公共施設整備基金32億円と、財政調整基金36億円の合計68億円は使えるというふうに市の財政のことを調べて解釈を私としていたしましたが、私の解釈でよろしいかどうかちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

大規模な災害が起きた際は、何よりも優先すべき事項は、災害復旧であると考えております。したがって、議員がおっしゃるとおり公共施設整備基金、それから財政調整基金ともに災害復旧の財源とすることができます。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 三上 元君。

○4番（三上 元） 分かりました。

では2つ目の質問でございます。基金の比較は類

似都市と比較するほうが妥当かもしれませんが、ここでは県と比較してみました。県の財政規模の総額は2兆2,000億円を超えております。本市の規模は248億円で、県の1.1%であります。県の基金条例に災害時に使用できるとされている基金が3つあります。県債管理基金の5,099億円、財政調整基金89億円、庁舎建設基金56億円であります。これに、災害対策基金19億円を合わせると5,263億円であります。その合計金額の1.1%は58億円と計算できます。県の数字は、2018年9月末の数字、インターネットで調べると県はこの2018年のものよりも新しいものが出てこないんですね、そこでこの数字を使わせてもらいました。当市の災害復旧時に使用できる基金は、68億円ということになっておりますので、これから見ると1.1%よりも多いという数字でありますから、湖西市としてはこの備えで安心できる水準であるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（田内紀善） お答えします。

災害の規模、被災の状況などにより、災害復旧に要する経費が大きく変わることから、災害に対する財政的な備えは幾らあっても安心できるとは決して言い切れるものではないと考えております。

そのため、これからも財政調整基金は標準財政規模の25%以上、金額で言いますとおおよそ35億円程度を確保しつつ、公共施設整備基金は可能な限り積み増しして災害対応に備えてまいりたいと考えております。

ちなみに、大規模な自然災害により被災した道路、河川、下水道などの土木施設や学校施設は、国の災害復旧事業の対象となった場合には国から3分の2の補助が受けられます。また、災害普及事業のための市債の発行が可能となり、国庫補助の対象、対象外にかかわらず充当率100%で借りることができます。

こうしたことから、災害普及の際は積極的に国庫補助金や市債の活用を図り、不足する財源は基金を充てていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（馬場 衛） 三上 元君。

○4番(三上 元) ただいま68億円という水準は、国からいう35億円から見ると、安心できる水準だということが分かりましたが、我が町は公共施設整備の今途中であります。ということは、今年度末にかなり使われる、今の4月1日時点は68億円あるかもしれないけれども、どんどん今年使われて今年度末にはどれぐらいなくなってるという計画があるかと思うんですが、今年度末には幾らぐらいになってるのでしょうか。

○議長(馬場 衛) 総務部長。

○総務部長(田内紀善) お答えします。

見込みなんです、一応財政調整基金のほうは28億3,000万円、それから公共施設整備基金のほうが同じく28億8,000万円程度で、合計で57億1,000万円強なんです、財政調整基金のほうは決算打って決算積立てのほうもします、もう少し増えるかという予測をしております。以上でございます。

○議長(馬場 衛) 三上 元君。

○4番(三上 元) ありがとうございます。ということは、57億円よりも今年度末は増えているだろうと推定される、ということは1.1%が58億円から見ると、それぐらいの水準は今年度末も確保されるであろうという金額であるというふうに解釈をいたします。分かりました。

それから、ちょっと聞き漏らしたので確認なんです、市債を発行することができるとおっしゃいました。その市債は発行した後、国から100%補ってくれるというふうにおっしゃったのでしょうか、そうおっしゃったんですかね。

○議長(馬場 衛) 総務部長。

○総務部長(田内紀善) お答えします。

起債の充当率が100%借り入れるという。

○議長(馬場 衛) 三上 元君。

○4番(三上 元) 充当率というのは。

○議長(馬場 衛) 総務部長。

○総務部長(田内紀善) 費用に対して、費用が例えば100かかることだと市債のほうも100借りられるという。

○議長(馬場 衛) 三上 元君。

○4番(三上 元) 借りられるということであっ

て、借りられる権利があるだけだけど、それを国が補ってくれるわけではないということですね、借金がしっかり残るということですね。

○議長(馬場 衛) 総務部長。

○総務部長(田内紀善) お答えします。

そのとおりでございます。

○議長(馬場 衛) 三上 元君。

○4番(三上 元) 分かりました。一応借りられるということは分かりましたが、ちょっと勘違いしまして、後で国が代わりに返してくれるのかなと思っちゃったものですから大変失礼いたしました。

以上で、私の知人からの質問に対してはこのように安心できるという回答であったということを伝えたいなと思ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(馬場 衛) 以上で、4番 三上 元君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日予定しておりました一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時00分 散会